基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成11年度以降に、次の㋐の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次の㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　計画排水量が10㎥／ｓ以上の機場本体（土木施設）で基礎形式が既製杭（H鋼杭及び木杭を除く）の施工実績を有すること。

㋑　機場本体（土木施設）で基礎形式が既製杭（H鋼杭及び木杭を除く）の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　上記⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記⑸イ本文の㋐に掲げる工事の経験を有することとし、その他の構成員については上記⑸イ本文の㋑に掲げる、機場本体（土木施設）で基礎形式が既製杭（H鋼杭及び木杭を除く）の工事の経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、恵庭北島農業水利事業北島排水機場建設工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成27年１月21日

国立大学法人宇都宮大学

財務部長　西尾　　修

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　09

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　総合メディア基盤センター情報基盤システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成27年度３月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　本学の教育、研究、業務を総合的に支援する情報通信ネットワーク機能及び情報処理機能を提供すること。

Ｂ　基幹ネットワークシステム、教育研究用コンピュータシステム、図書館情報システム、業務情報システム、サービス管理システム及びそれらを維持するために必要となる運用管理システムから構成されること。

Ｃ　インターネットと全学の利用者や利用場所とを円滑に結ぶ通信機能、及び不正な通信を適切に除外する機能を提供すること。

Ｄ　本学の教育研究、図書館及び事務業務に必要となるソフトウェア、コンピュータ、ネットワークサービスの各機能を備えること。

Ｅ　利用者の認証機能及び認証管理機能を有すること。

Ｆ　システムの運用管理を効率的に遂行する機能を備えること。

Ｇ　全システムにおいて、情報セキュリティが適切に保護され、かつ保護された状態が適切に維持されること。

Ｈ　本学の全学生、全教職員の利用において十分な機能、性能を提供できること。

Ｉ　本学のサービスや業務に中断や混乱が現出しないよう十分に考慮されていること。

Ｊ　障害を未然に防止するとともに、発生時には即時に対応できる体制が整えられ、迅速な復旧が提供されること。

Ｋ　ソフトウェア及びライセンスが適切に提供され、適切に管理されること。

Ｌ　機能の停止やサービスの混乱の無い移行、並びにデータの損失の無い移行を行うこと。

Ｍ　省エネルギー、省スペース、省資源、環境負荷軽減、低騒音の各性質が考慮されていること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成27年２月25日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒321―8505 宇都宮市峰町350 宇都宮大学財務部経理課　大橋　和宏　電話028―649―5062